

愛媛県土地家屋調査士会四国中央支部慶弔規程

会員並びにその家族の慶弔については、本規程の定めるところにより相当の金品を贈るものとする。

1. 表彰祝金

(1) 会員が業務に尽くした功績により叙位、叙勲を受けたときは、祝意を表し金 10,000 円を贈呈する。

(2) 会員が法務大臣、日本土地家屋調査士会連合会長から表彰を受けたときは、これを記念するため金 10,000 円を贈呈する。

2. お慶び祝金

会員に慶事があるとき（婚姻、出産）は、祝意を表し下記により祝金を贈る。

婚 姻 金 10,000 円

出 産 金 10,000 円

3. 傷病見舞金

会員が 1 ヶ月以上病床に伏したときは、見舞金を贈る。

その額は金 10,000 円とする。

4. 災害見舞金

会員が風水害その他非常の災害を受けたときは、見舞金を贈る。

その額は金 10,000 円とする。

5. 退会餞別金

会員が支部を退会したときは、餞別金を贈る。
その額は金 30,000 円とする。
(但し、支部在籍が 10 年以上の会員に限る。)

6. 弔慰金

会員及びその家族（配偶者、子供、会員の両親）が死亡したときは、下記により弔慰金を贈る。

会 員	金 30,000 円
家 族	金 10,000 円

7. 返礼に関する事項

慶弔金の受領者は如何なる理由があっても返礼をしてはならない。

8. 本規程は、申告にもとづいて適用する。

附則（施行期日）

この規程は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附則（5.6.）

この規程は、平成 23 年 3 月 2 日支部役員会の決議を経たので、同日より施行する。